

# 地域における公益的な取組に関するアンケート

調査報告書

平成 30 年 7 月

社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会

静岡県社会福祉法人経営者協議会

# 目次

<b>1 調査の概要</b>	<b>1</b>
1 調査の目的	1
2 調査の項目	1
3 調査の方法	1
4 回収状況	1
5 報告書を読む際の注意点	1
<b>2 調査の結果</b>	<b>2</b>
1 貴法人の基本情報について	2
2 社会福祉充実残額について	6
3 社会福祉法第 24 条第 2 項に基づく「地域における公益的な取組」について	10
<b>3 参考資料</b>	<b>39</b>
1 厚生労働省 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について	39
2 調査票	42

### 地域における公益的な取組について

○ 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)  
第24条 (略)  
2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。

**【社会福祉法人】**

**地域における公益的な取組**

○ **社会福祉法人の地域社会への貢献**  
⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

※厚生労働省HPの「地域における公益的な取組」についての説明(PDF)より抜粋

# 1 調査の概要

## 1 調査の目的

静岡県社会福祉協議会では、多様化・複雑化した生活課題に、①法人独自の取組、②市町域での取組、③広域での取組の3層で対応していくことで、より地域のニーズに対応した「地域における公益的な取組」を促進していきたいと考えています。そのため、今後の取組への参考にすることを目的に、県内の社会福祉法人の取組における具体的な事例や課題についての調査を行うこととしました。

## 2 調査の項目

- 1 法人の基本情報（平成30年4月1日現在）について
- 2 社会福祉充実残額について
- 3 社会福祉法第24条第2項に基づく「地域における公益的な取組」について

## 3 調査の方法

対象法人：静岡県内に本部がある社会福祉法人

対象数：423法人

調査方法：郵送配布・郵送回収

（発送から2週間後：未回収法人を対象にメールまたはFAXによる督促1回

発送から3週間後：未回収法人を対象に電話による督促1回）

調査期間：平成30年5月28日～平成30年6月11日

## 4 回収状況

対象数	回収数	有効回収数	有効回収率
423法人	316票	316票	74.7%

## 5 報告書を読む際の注意点

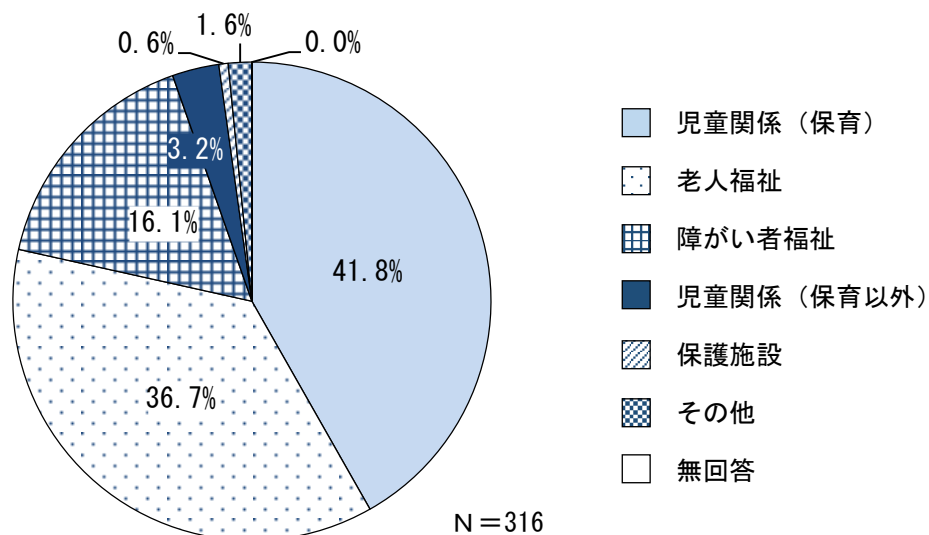
- ▶ 回答は、各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示しています。
- ▶ 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ▶ 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ▶ 選択肢の文章が長い場合、グラフ上では省略して表記していることがあります。
- ▶ サンプル数が少ないものについては、コメントを割愛しています。

## 2 調査の結果

### 1 貴法人の基本情報（平成30年4月1日現在）について

問1 以下に掲げる貴法人の基本情報について教えてください。

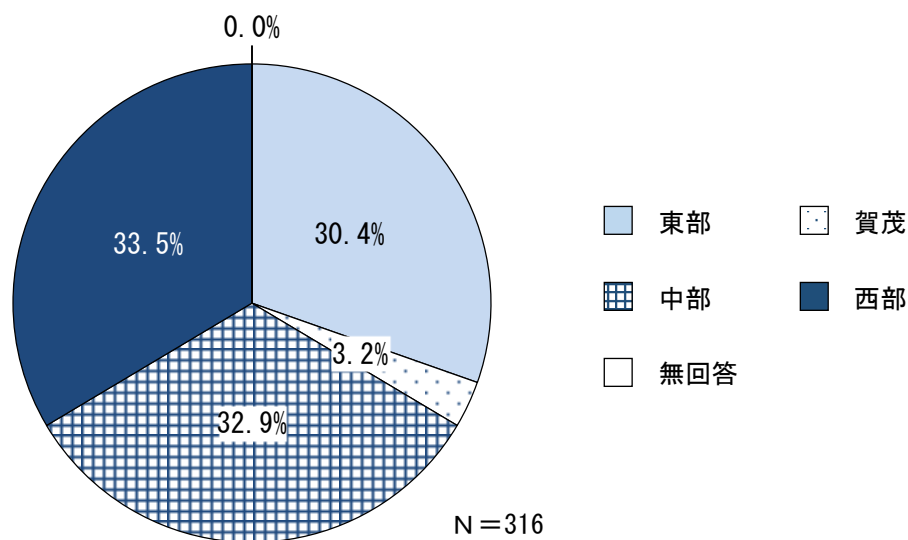
(3) 主な事業分野（○はひとつ）



主な事業分野は、「児童関係（保育）」が41.8%と最も多く、次いで「老人福祉」が36.7%、「障がい者福祉」が16.1%などとなっています。

その他の記述内容（抜粋）：助成事業／電話相談／医療・福祉 等

## (4) 法人本部の所在地域

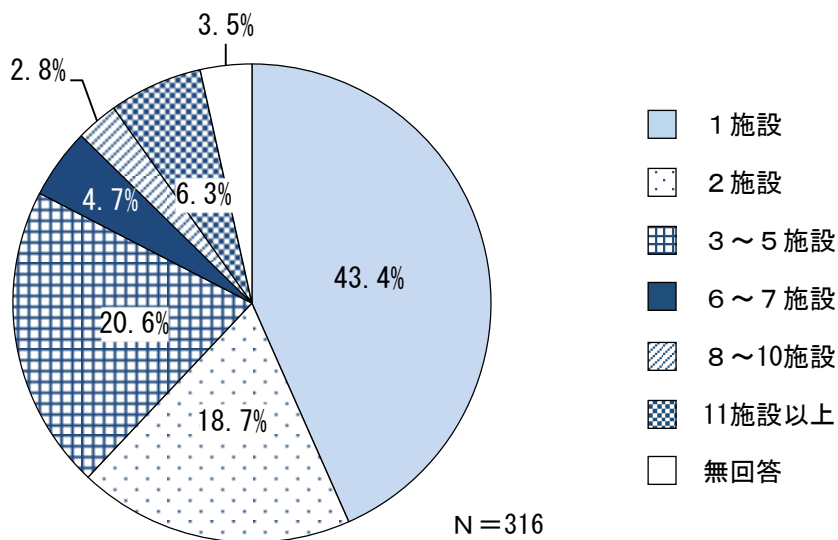


法人本部の所在地域は、「西部」が33.5%と最も多く、次いで「中部」が32.9%、「東部」が30.4%などとなっています。

《参考：主な事業分野別集計表》

		調査数	東部	賀茂	中部	西部	無回答
上段：法人 下段：%							
全 体		316 100.0	96 30.4	10 3.2	104 32.9	106 33.5	-
主な事業分野別	保護施設	2 100.0	-	-	1 50.0	1 50.0	-
	老人福祉	116 100.0	36 31.0	4 3.4	34 29.3	42 36.2	-
	障がい者福祉	51 100.0	17 33.3	3 5.9	15 29.4	16 31.4	-
	児童関係（保育以外）	10 100.0	3 30.0	-	4 40.0	3 30.0	-
	児童関係（保育）	132 100.0	39 29.5	3 2.3	46 34.8	44 33.3	-
	その他	5 100.0	1 20.0	-	4 80.0	-	-

(7) 法人全体の施設数 (〇はひとつ)



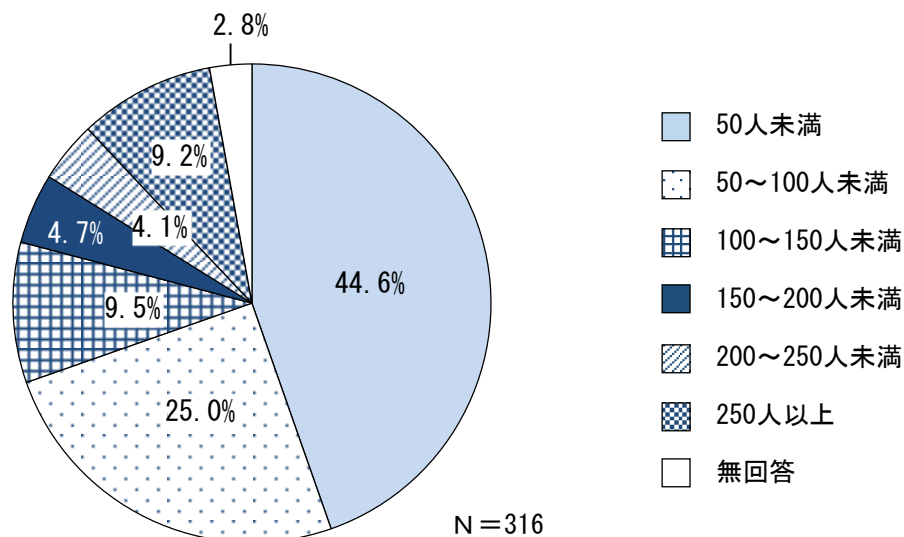
法人全体の施設数は、「1施設」が43.4%と最も多く、次いで「3～5施設」が20.6%、「2施設」が18.7%などとなっています。

《参考：主な事業分野別集計表》

		調査数	1施設	2施設	3～5施設	6～7施設	8～10施設	11施設以上	無回答
上段：法人 下段：%									
全 体		316 100.0	137 43.4	59 18.7	65 20.6	15 4.7	9 2.8	20 6.3	11 3.5
主な事業分野別	保護施設	2 100.0	2 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	老人福祉	116 100.0	40 34.5	20 17.2	30 25.9	9 7.8	3 2.6	9 7.8	5 4.3
	障がい者福祉	51 100.0	9 17.6	4 7.8	17 33.3	6 11.8	4 7.8	8 15.7	3 5.9
	児童関係 (保育以外)	10 100.0	4 40.0	3 30.0	1 10.0	- -	- -	- -	2 20.0
	児童関係 (保育)	132 100.0	79 59.8	31 23.5	17 12.9	- -	2 1.5	- -	- -
	その他	5 100.0	3 60.0	1 20.0	- -	- -	- -	1 20.0	- -



(8) 法人全体の職員数 \*非常勤等含む (〇はひとつ)



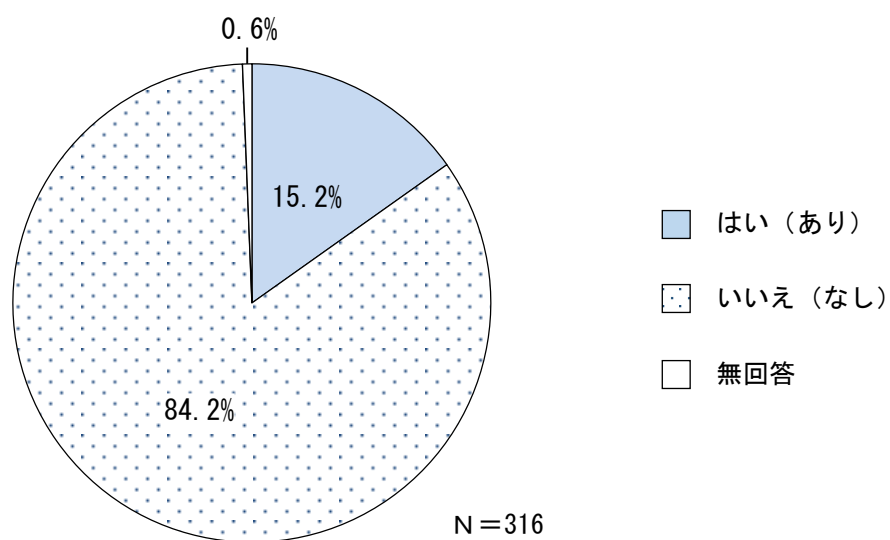
法人全体の職員数は、「50人未満」が44.6%と最も多く、次いで「50~100人未満」が25.0%、「100~150人未満」が9.5%などとなっています。

《参考：主な事業分野別集計表》

事業分野	調査数	職員数範囲							無回答
		50人未満	50~100人未満	100~150人未満	150~200人未満	200~250人未満	250人以上		
全体	316	141	79	30	15	13	29	9	
	100.0	44.6	25.0	9.5	4.7	4.1	9.2	2.8	
保護施設	2	2	-	-	-	-	-	-	
	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	
老人福祉	116	19	30	24	13	10	18	2	
	100.0	16.4	25.9	20.7	11.2	8.6	15.5	1.7	
障がい者福祉	51	21	16	3	1	2	7	1	
	100.0	41.2	31.4	5.9	2.0	3.9	13.7	2.0	
児童関係 (保育以外)	10	5	3	-	-	-	2	-	
	100.0	50.0	30.0	-	-	-	20.0	-	
児童関係 (保育)	132	91	29	3	1	1	1	6	
	100.0	68.9	22.0	2.3	0.8	0.8	0.8	4.5	
その他	5	3	1	-	-	-	1	-	
	100.0	60.0	20.0	-	-	-	20.0	-	

## 2 社会福祉充実残額について

問2 平成29年度決算（見込み含む）において、社会福祉充実残額は発生しましたか。  
(○はひとつ)



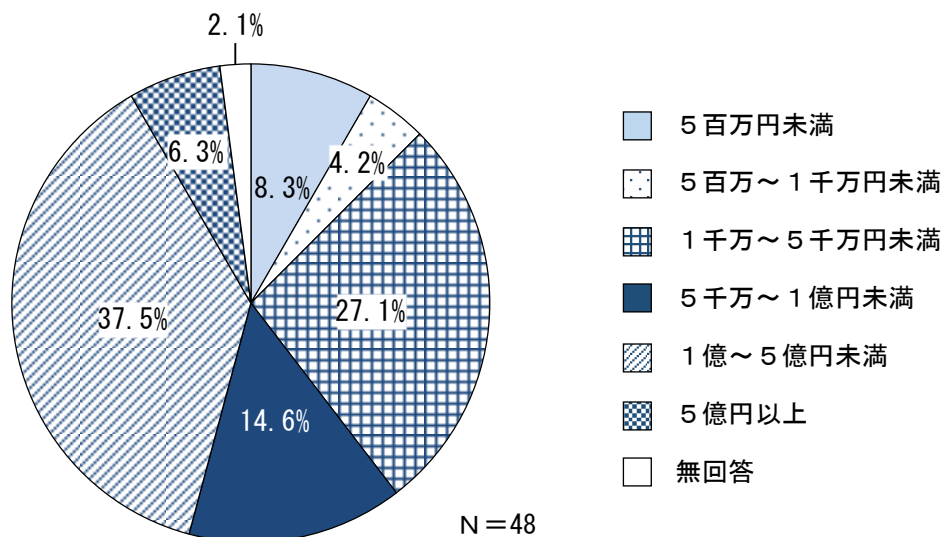
平成29年度決算における社会福祉充実残額の発生状況は、「はい (あり)」が15.2%、「いいえ (なし)」が84.2%となっています。

《参考：主な事業分野別集計表》

		調査数	はい (あり)	いいえ (なし)	無回答
上段：法人 下段：%					
全 体		316 100.0	48 15.2	266 84.2	2 0.6
主 な 事 業 分 野 別	保護施設	2 100.0	2 100.0	- -	- -
	老人福祉	116 100.0	13 11.2	103 88.8	- -
	障がい者福祉	51 100.0	17 33.3	34 66.7	- -
	児童関係（保育以外）	10 100.0	2 20.0	8 80.0	- -
	児童関係（保育）	132 100.0	13 9.8	117 88.6	2 1.5
	その他	5 100.0	1 20.0	4 80.0	- -

問2で「はい(あり)」に○印をつけられた法人の方にお聞きします。

問2-1 社会福祉充実残額の総額をお教えてください。(○はひとつ)



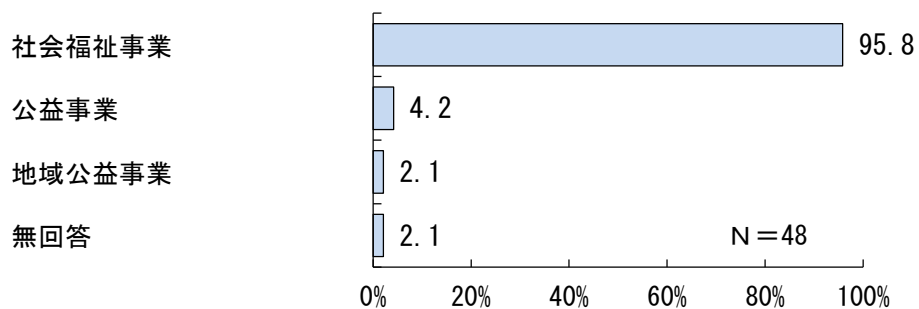
社会福祉充実残額の総額は、「1億～5億円未満」が37.5%と最も多く、次いで「1千万～5千万円未満」が27.1%、「5千万～1億円未満」が14.6%などとなっています。

《参考：主な事業分野別集計表》

調査数	5百万円未満	5百万～1千万円未満	1千万～5千万円未満	5千万～1億円未満	1億～5億円未満	5億円以上	無回答
48	4	2	13	7	18	3	1
100.0	8.3	4.2	27.1	14.6	37.5	6.3	2.1
2	-	-	1	1	-	-	-
100.0	-	-	50.0	50.0	-	-	-
13	1	-	-	2	8	2	-
100.0	7.7	-	-	15.4	61.5	15.4	-
17	1	-	6	3	6	1	-
100.0	5.9	-	35.3	17.6	35.3	5.9	-
2	-	-	-	1	1	-	-
100.0	-	-	-	50.0	50.0	-	-
13	2	2	6	-	3	-	-
100.0	15.4	15.4	46.2	-	23.1	-	-
1	-	-	-	-	-	-	1
100.0	-	-	-	-	-	-	100.0

問2で「はい(あり)」に○印をつけられた法人の方にお聞きします。

問2-2 社会福祉充実残額について、使途の分類をお教えてください。(○はいくつでも)



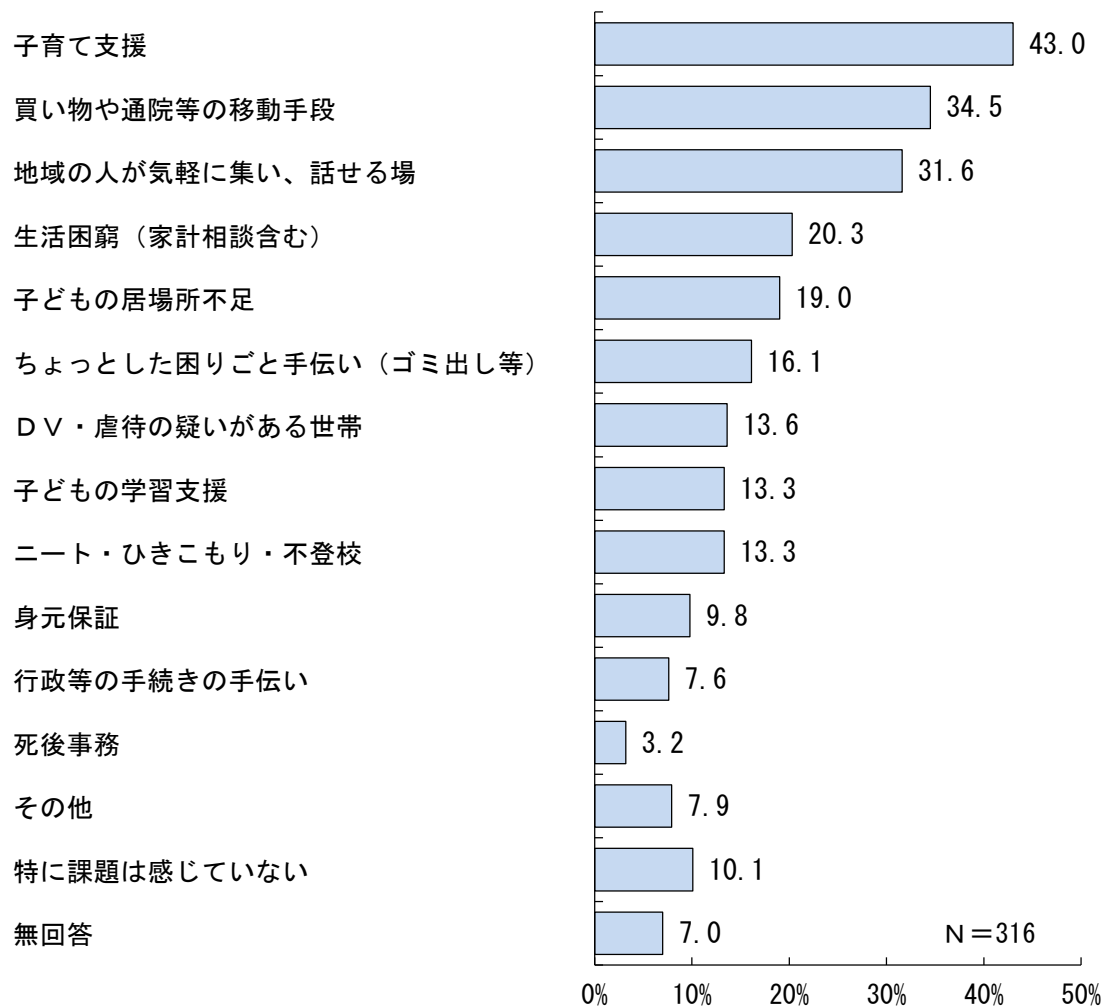
社会福祉充実残額の使途の分類は、「社会福祉事業」が95.8%と突出しています。

《参考：主な事業分野別集計表》

上段：法人 下段：%		調査数	社会福祉事業	地域公益事業	公益事業	無回答
全 体		48 100.0	46 95.8	1 2.1	2 4.2	1 2.1
主な事業分野別	保護施設	2 100.0	2 100.0	- -	- -	- -
	老人福祉	13 100.0	12 92.3	- -	1 7.7	- -
	障がい者福祉	17 100.0	17 100.0	1 5.9	1 5.9	- -
	児童関係（保育以外）	2 100.0	2 100.0	- -	- -	- -
	児童関係（保育）	13 100.0	13 100.0	- -	- -	- -
	その他	1 100.0	- -	- -	- -	1 100.0

### 3 社会福祉法第24条第2項に基づく「地域における公益的な取組」について

問3 貴法人所在の地域には、どのような課題がありますか。(〇はいくつでも)



所在地域にある課題は、「子育て支援」が43.0%と最も多く、次いで「買い物や通院等の移動手段」が34.5%、「地域の人が気軽に集い、話せる場」が31.6%などとなっています。

その他の記述内容(抜粋):課題・ニーズが把握できない/高齢化の進行/障がい者支援 等

《参考：主な事業分野別集計表》

	調査数	子育て支援	子どもの学習支援	買い物や通院等の移動手段	行政等の手続きの手伝い	ちよつとした困りごと手伝い（ゴミ出し等）	地域の人が気軽に集い、話せる場	身元保証	死後事務	
上段：法人 下段：%										
全体	316 100.0	136 43.0	42 13.3	109 34.5	24 7.6	51 16.1	100 31.6	31 9.8	10 3.2	
主な事業分野別	保護施設	2 100.0	-	-	-	1 50.0	-	-	-	
	老人福祉	116 100.0	31 26.7	19 16.4	62 53.4	11 9.5	31 26.7	57 49.1	24 20.7	6 5.2
	障がい者福祉	51 100.0	9 17.6	4 7.8	27 52.9	7 13.7	11 21.6	13 25.5	6 11.8	2 3.9
	児童関係（保育以外）	10 100.0	8 80.0	4 40.0	2 20.0	-	1 10.0	3 30.0	-	-
	児童関係（保育）	132 100.0	86 65.2	14 10.6	17 12.9	6 4.5	5 3.8	25 18.9	-	1 0.8
	その他	5 100.0	2 40.0	1 20.0	1 20.0	-	2 40.0	2 40.0	1 20.0	1 20.0

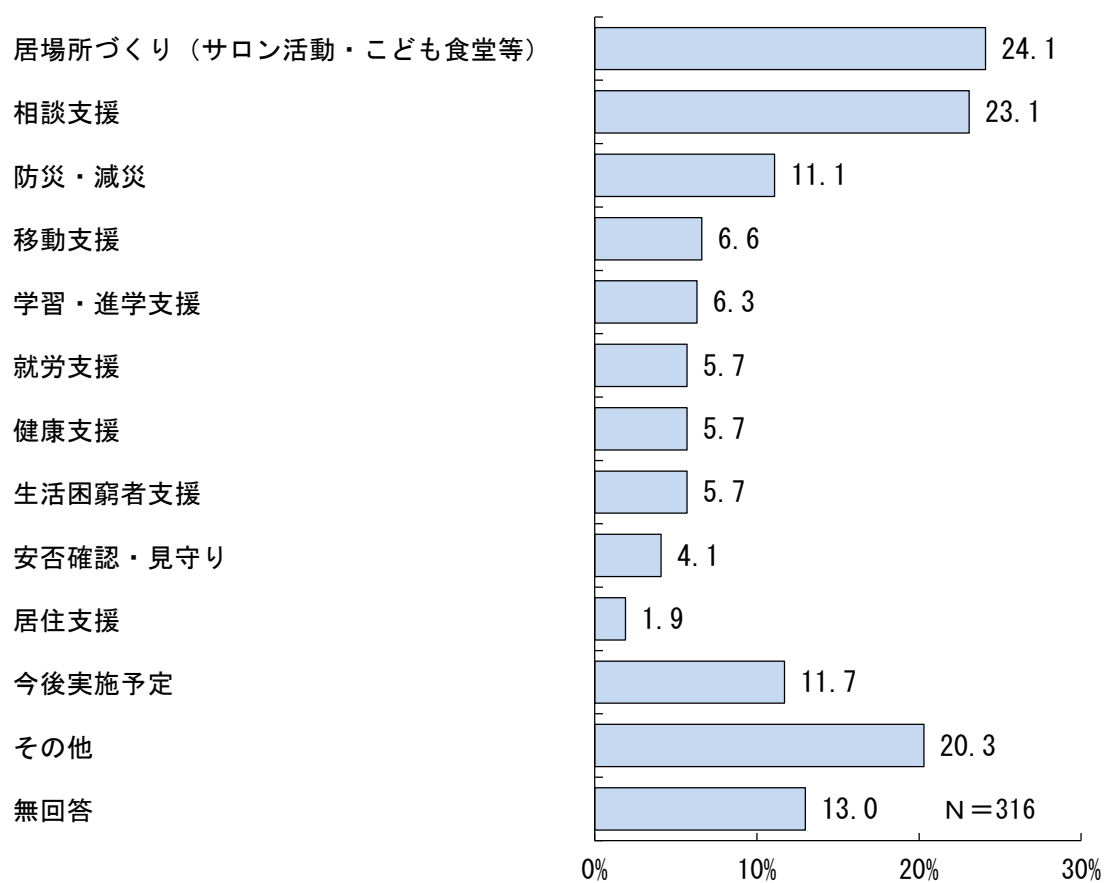
	調査数	子どもの居場所不足	D・虐待の疑いがある	不登校	ニート・ひきこもり	生活困窮（家計相談含む）	その他	特に課題は感じていない	無回答
全体	316 100.0	60 19.0	43 13.6	42 13.3	64 20.3	25 7.9	32 10.1	22 7.0	
主な事業分野別	保護施設	2 100.0	-	-	1 50.0	-	1 50.0	-	-
	老人福祉	116 100.0	18 15.5	18 15.5	14 12.1	37 31.9	10 8.6	12 10.3	6 5.2
	障がい者福祉	51 100.0	8 15.7	9 17.6	11 21.6	13 25.5	8 15.7	4 7.8	6 11.8
	児童関係（保育以外）	10 100.0	3 30.0	2 20.0	3 30.0	2 20.0	1 10.0	-	-
	児童関係（保育）	132 100.0	30 22.7	12 9.1	12 9.1	10 7.6	5 3.8	15 11.4	8 6.1
	その他	5 100.0	1 20.0	2 40.0	1 20.0	2 40.0	-	1 20.0	2 40.0

問4 貴法人の「地域における公益的な取組」に関してお教えてください。

\*複数の取組を行っている場合は、特に力を入れている取組の 上位2つ についてお教えてください。

調査票では取組①と取組②の2つの記入欄を設けていましたが、ここでは取組①と取組②を合算して集計しています。(そのため、取組①と取組②で同じ選択肢を選んでいた場合は、集計上では1法人として扱っています。)

(1) 主な取組分類 (〇はいくつでも)



「地域における公益的な取組」の主な取組分類は、「居場所づくり (サロン活動・子ども食堂等)」が 24.1% と最も多く、次いで「相談支援」が 23.1%、「その他」が 20.3% などとなっています。

その他の記述内容 (抜粋)：子育て支援／地域交流・世代間交流／障がい者支援 等

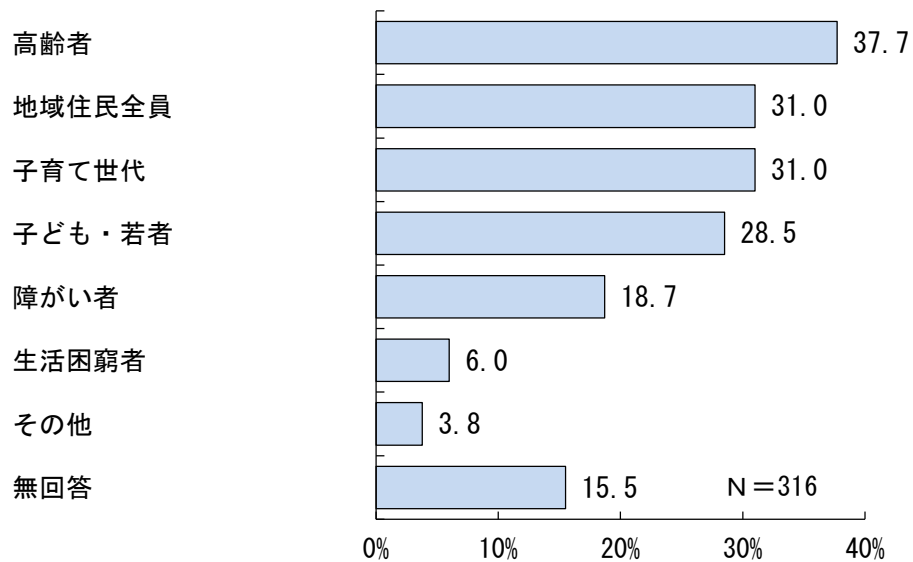


《参考：主な事業分野別集計表》

	調査数	移動支援	就労支援	安否確認・見守り	居場所づくり(サロン等)	防災・減災	健康支援	居住支援	相談支援
上段：法人 下段：%									
全体	316 100.0	21 6.6	18 5.7	13 4.1	76 24.1	35 11.1	18 5.7	6 1.9	73 23.1
主な事業分野別	保護施設	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉	116 100.0	11 9.5	3 2.6	8 6.9	34 29.3	15 12.9	14 12.1	3 2.6
	障がい者福祉	51 100.0	4 7.8	10 19.6	2 3.9	8 15.7	8 15.7	1 2.0	2 3.9
	児童関係(保育以外)	10 100.0	-	1 10.0	-	-	3 30.0	1 10.0	-
	児童関係(保育)	132 100.0	6 4.5	4 3.0	3 2.3	34 25.8	9 6.8	2 1.5	1 0.8
	その他	5 100.0	-	-	-	-	-	-	-
									1 20.0

	調査数	学習・進学支援	生活困窮者支援	今後実施予定	その他	無回答
全体	316 100.0	20 6.3	18 5.7	37 11.7	64 20.3	41 13.0
主な事業分野別	保護施設	2 100.0	-	1 50.0	1 50.0	-
	老人福祉	116 100.0	11 9.5	12 10.3	16 13.8	16 13.8
	障がい者福祉	51 100.0	1 2.0	3 5.9	4 7.8	16 31.4
	児童関係(保育以外)	10 100.0	1 10.0	-	-	4 40.0
	児童関係(保育)	132 100.0	7 5.3	1 0.8	16 12.1	27 20.5
	その他	5 100.0	-	1 20.0	-	1 20.0

(2) 対象者 (〇はいくつでも)



「地域における公益的な取組」の対象者は、「高齢者」が37.7%と最も多く、次いで「地域住民全員」、「子育て世代」がそれぞれ31.0%、「子ども・若者」が28.5%などとなっています。

その他の記述内容(抜粋):学生/介護職員など支援する側の人々/母子家庭・単身女性 等

《参考：主な事業分野別集計表》

## 【2 調査の結果】

		調査数	地域住民全員	子ども・若者	高齢者	障がい者	生活困窮者	子育て世代	その他	無回答
上段：法人 下段：%										
全 体		316 100.0	98 31.0	90 28.5	119 37.7	59 18.7	19 6.0	98 31.0	12 3.8	49 15.5
主な 事業 分野 別	保護施設	2 100.0	1 50.0	- -	- -	1 50.0	1 50.0	- -	- -	- -
	老人福祉	116 100.0	52 44.8	23 19.8	74 63.8	15 12.9	10 8.6	8 6.9	7 6.0	13 11.2
	障がい者福祉	51 100.0	17 33.3	14 27.5	8 15.7	33 64.7	4 7.8	3 5.9	1 2.0	5 9.8
	児童関係（保育以外）	10 100.0	3 30.0	6 60.0	1 10.0	- -	- -	6 60.0	1 10.0	3 30.0
	児童関係（保育）	132 100.0	24 18.2	45 34.1	34 25.8	8 6.1	2 1.5	79 59.8	3 2.3	25 18.9
	その他	5 100.0	1 20.0	2 40.0	2 40.0	2 40.0	2 40.0	2 40.0	- -	3 60.0

◎主な取組分類別の内容、効果・影響

※ここに掲載する内容、効果・影響は、全回答のうちの一部となります。また、各取組の「地域における公益的な取組」への該当／非該当は判断せず、記入されてきた内容からいくつかを抜粋して掲載しています。

①移動支援	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域で行われる高齢者の集まりやイベント、会合に参加する住民の送迎</li> <li>・ 定期的な買い物等の外出を希望するが、交通事情等で外出に支障が認められる方の移送</li> <li>・ 買い物バスの運転手の派遣</li> <li>・ 施設独自の買い物ツアーの実施、地域の高齢者の買い物ニーズ調査</li> <li>・ 地域支え合い活動を推進する地区社会福祉協議会の取組への協力</li> <li>・ 障がい者福祉団体の活動支援、手をつなぐ育成会の活動支援</li> </ul>
効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動手段がなく参加できなかった方が参加できるようになって、大変喜ばれている。</li> <li>・ 利用者が増加し、サービスが定着してきている。</li> <li>・ 地域とのつながりが強くなり、山間地への出張介護予防講座などにもつながっている。</li> <li>・ 地域の取組に対する考え方や住民の現状、ニーズを理解できた。</li> <li>・ 地域事業に協力する意志表示ができた。また、打ち合わせに出席することで、地域と協同して取組を推進していくことを明確にできた。</li> </ul>

②就労支援	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国籍の方を対象とした基本的な介護技術や知識習得のための勉強会の開催</li> </ul>
効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護施設等への就労や定着支援等に効果をあげている。</li> </ul>

③安否確認・見守り	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者を対象とした各種相談事業の実施や勉強会などの開催</li> </ul>
効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内全域のネットワーク化につながった。各関係団体との情報共有や住民の異常の早期発見に成果をあげている。</li> </ul>

④居場所づくり（サロン活動・こども食堂等）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民を対象とした認知症カフェ</li> <li>・ 保育園にお年寄りを誘っての園児との交流</li> <li>・ レクリエーションや運動を通した高齢者の社会参加</li> <li>・ 介護者向けのサロン活動</li> <li>・ 買い物弱者を対象とした出張販売などの買い物の機会の提供</li> <li>・ ベビーマッサージ等の各種講座、相談支援（育児・発達）、不登校支援</li> </ul>
効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 孤独感やストレスを解消できた。</li> <li>・ 住民や自治会組織等との連携が促進された。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 孤立や閉じこもりの予防になっている。</li><li>・ 住民が施設を身近に感じるようになった。</li><li>・ 職員は、自立支援を学ぶ機会となっている。また、幅広く介護や地域課題を考えるきっかけに役立っている。</li></ul>
--	--

### ⑤防災・減災

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予め選定された要援護者を、災害時に施設に収容することとする協定締結</li> <li>・ 津波・洪水時、施設の屋上を避難場所として開放</li> <li>・ AED取り扱いを含めた救急救命や車椅子操作等による避難誘導訓練、施設備蓄の非常食の試食、炊き出しなどの実施</li> </ul>
効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区の会議でも伝達されているため、区民は当施設を頼りにしている。</li> <li>・ 施設を身近な存在として感じてもらえ、交流の機会が増えた。</li> <li>・ 職員の防災に対する意識が高まった。</li> </ul>

### ⑥健康支援

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公会堂で健康体操の実施</li> <li>・ ノルディックウォーキングの普及・啓発イベントの実施</li> <li>・ 包括で把握した対象者に昼食の配達</li> <li>・ 地域の高齢者を対象とした出張健康講座の実施</li> <li>・ 健康だよりの発行を通じて、近隣の交流センター・幼稚園・保育園などへの情報提供</li> <li>・ 小学校のグラウンド・体育館で、児童の宿題やグラウンドでの遊びを指導</li> </ul>
効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しいコミュニティができた。</li> <li>・ 住民の健康づくりの意識向上ができた。</li> <li>・ 職員と住民との交流機会が増加した。</li> </ul>

### ⑦居住支援

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住まいをもたない生活困窮者等に対し、一時的な宿泊場所・食事の提供</li> </ul>
効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住まいを喪失した者、住まいの確保が困難な者、住まいより避難した者、就労が困難な者等の生計の立て直しや、就労先の確保などの役割に効果を上げている。</li> </ul>

### ⑧相談支援

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て家庭への支援</li> <li>・ 介護保険等に関する相談</li> <li>・ 男性介護者対象の講座の実施</li> <li>・ 高齢者を対象とした各種相談</li> </ul>
効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の方が気軽に相談できる窓口となれる。</li> <li>・ 男性介護職員を担当させ、男性同士相談しやすい雰囲気となる。</li> <li>・ 職員のプロ意識向上につながってきている。</li> </ul>

### ⑨学習・進学支援

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学や社会福祉協議会と連携しながら夏休み中の学習支援の実施</li> <li>・ 家庭の事情で学習ができる環境にない子どもを対象とした学習支援</li> <li>・ 経済的支援が見込めない者に就職又は進学・修学に必要な資金の支給</li> </ul>
効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもや家族から、実施の効果について評価されている。</li> <li>・ 学習の場が得られて喜んでいる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 子ども達の居場所の提供、学習習慣の確立、子どもの自立助長の機会として大きな役割を果たしている。</li><li>・ 自立に向けて一歩を踏み出せている。</li></ul>
--	---

⑩生活困窮者支援	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額で診療を行う事業の実施</li> <li>・ 生活保護世帯利用者の本人負担利用料の減免</li> <li>・ 生活困窮世帯の子ども対象とした学びの場の提供</li> </ul>
効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 29 年度においては、全患者の 5 % 程度の方が同事業によるサービスを受けた。</li> <li>・ 前年度実績としては 1 名だが、今後対象者の増加が見込まれる。</li> <li>・ 子ども達にとって、学びの場だけでなく、心の拠り所となっている。</li> <li>・ 他の一般社団法人と連携し、法人の日常生活圏域で一軒家を借りて、事業を行っている。法人職員にとっても、今まで意識していなかった課題が可視化されたり、住民や大学生がボランティアで関わってくれることで、課題の共有や福祉教育にもなっている。また、子ども達が安心安全な居場所があることで、学校等からも落ち着いてきたとの話が聞かれている。</li> </ul>

⑪今後実施予定	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育施設にカフェスペースの開設</li> <li>・ 空き地を整備し、気軽に運動できる場やサロンとしての機能を果たす地域多目的広場の創出</li> <li>・ 地域の子ども等を対象としたこども食堂の開始</li> </ul>
効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の方との触れ合いにより、お互い学ぶことができることと、皆が子育てに携われること、また、子どもの居場所として見守られるようになる。</li> <li>・ 地域の疲労を和らげ、住民の集合拠点として活気を生むことで、地域に元気を取り戻す。</li> <li>・ 生きにくさを感じている子どもを関係機関や支援者につなげる。</li> <li>・ 住民の認知症に対する理解を深める。</li> </ul>

⑫その他	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の公民館等で子どもに向けた取組と子育て相談の実施</li> <li>・ 地域の高齢者を対象とした食事の販売</li> <li>・ 介護職員初任者研修を受講料無料にて実施</li> <li>・ 障がい者を清掃洗濯業務や介護補助業務への雇用</li> <li>・ 親の就労状況に関わらず小学生が放課後を過ごす場を提供</li> <li>・ 住民セミナー、介護事業所職員向け研修会の実施</li> </ul>
効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校内の放課後児童会に入れなかった方の受け皿となっている。</li> <li>・ 在宅での栄養改善や在宅サービスの利用者の増加につながっている。</li> <li>・ 職員が主体的に取り組むことで、モチベーションを上げる。</li> </ul>



## ◎主な事業分野別・主な取組分類別の内容

※ここに掲載する内容は、全回答のうちの一部となります。また、各取組の「地域における公益的な取組」への該当／非該当は判断せず、記入されてきた内容からいくつかを抜粋して掲載しています。

## ≪主な事業分野：保護施設≫

<b>⑩生活困窮者支援</b>
・ 町内で生活されている方を対象とした個別福祉相談会の開催
<b>⑪今後実施予定</b>
・ 生活困窮者で就労を希望している方を対象とした就労訓練の実施

## ≪主な事業分野：老人福祉≫

<b>①移動支援</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域で行われる高齢者の集まりやイベント、会合に参加する住民の送迎</li> <li>・ 定期的な買い物等の外出を希望するが、交通事情等で外出に支障が認められる方の移送</li> <li>・ 買い物バスの運転手の派遣</li> <li>・ 施設独自の買い物ツアーの実施、地域の高齢者の買い物ニーズ調査</li> </ul>
<b>②就労支援</b>
・ 外国籍の方を対象とした基本的な介護技術や知識習得のための勉強会の開催
<b>④居場所づくり（サロン活動・こども食堂等）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民を対象とした認知症カフェ</li> <li>・ レクリエーションや運動を通じた高齢者の社会参加</li> <li>・ 買い物弱者を対象とした出張販売などの買い物の機会の提供</li> </ul>
<b>⑤防災・減災</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予め選定された要援護者を、災害時に施設に収容することとする協定締結</li> <li>・ AED取り扱いを含めた救急救命や車椅子操作等による避難誘導訓練、施設備蓄の非常食の試食、炊き出しなどの実施</li> </ul>
<b>⑥健康支援</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公会堂で健康体操の実施</li> <li>・ ノルディックウォーキングの普及・啓発イベントの実施</li> <li>・ 包括で把握した対象者に昼食の配達</li> <li>・ 小学校のグラウンド・体育館で、児童の宿題やグラウンドでの遊びを指導</li> </ul>
<b>⑦居住支援</b>
・ 住まいをもたない生活困窮者等に対し、一時的な宿泊場所・食事の提供
<b>⑧相談支援</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険等に関する相談</li> <li>・ 男性介護者対象の講座の実施</li> <li>・ 高齢者を対象とした各種相談</li> </ul>

<b>⑨学習・進学支援</b>
-----------------

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 大学や社会福祉協議会と連携しながら夏休み中の学習支援の実施</li><li>・ 家庭の事情で学習ができる環境にない子どもを対象とした学習支援</li></ul> |
|--|

<b>⑩生活困窮者支援</b>
-----------------

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 生活困窮世帯の子どもを対象とした学びの場の提供</li></ul> |
|---|

<b>⑪今後実施予定</b>
・ 認知症カフェの開設
<b>⑫その他</b>
・ 地域の高齢者を対象とした食事の販売 ・ 障がい者を清掃洗濯業務や介護補助業務への雇用

《主な事業分野：障がい者福祉》

<b>①移動支援</b>
・ 障がい者福祉団体の活動支援、手をつなぐ育成会の活動支援
<b>③安否確認・見守り</b>
・ 高齢者を対象とした各種相談事業の実施や勉強会などの開催
<b>④居場所づくり（サロン活動・こども食堂等）</b>
・ 引き込もっていた人に居場所の提供
<b>⑩生活困窮者支援</b>
・ 経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額で診療を行う事業の実施 ・ 生活保護世帯利用者の本人負担利用料の減免
<b>⑪今後実施予定</b>
・ 地域の子ども等を対象としたこども食堂の開始
<b>⑫その他</b>
・ 介護職員初任者研修を受講料無料にて実施

《主な事業分野：児童関係（保育以外）》

<b>⑨学習・進学支援</b>
・ 家庭の事情で学習ができる環境にない子どもを対象とした学習支援 ・ 経済的支援が見込めない者に就職又は進学・修学に必要な資金の支給

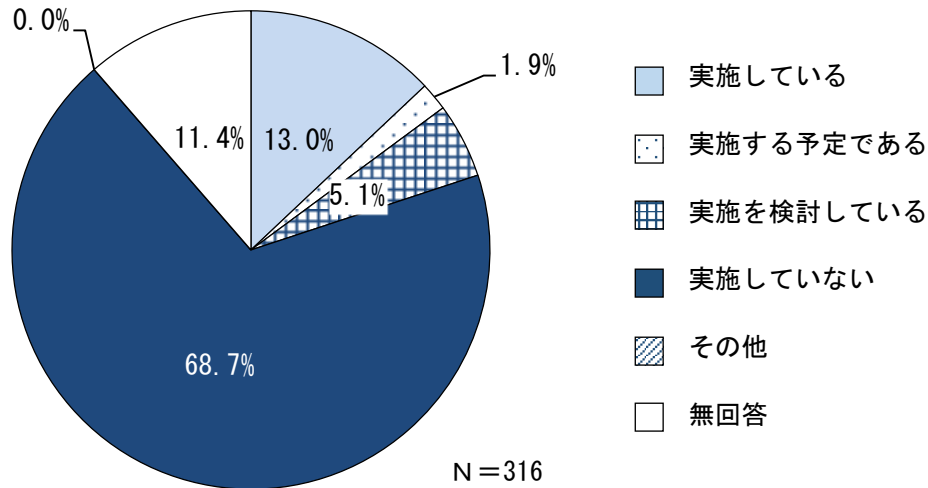
《主な事業分野：児童関係（保育）》

<b>④居場所づくり（サロン活動・こども食堂等）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園にお年寄りを誘っての園児との交流</li> <li>・ レクリエーションや運動を通じた高齢者の社会参加</li> <li>・ ベビーマッサージ等の各種講座、相談支援（育児・発達）、不登校支援</li> </ul>
<b>⑤防災・減災</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波・洪水時、施設の屋上を避難場所として開放</li> </ul>
<b>⑥健康支援</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の高齢者を対象とした出張健康講座の実施</li> <li>・ 健康だよりの発行を通じて、近隣の交流センター・幼稚園・保育園などへの情報提供</li> </ul>
<b>⑧相談支援</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て家庭への支援</li> </ul>
<b>⑪今後実施予定</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育施設にカフェスペースの開設</li> <li>・ 空き地を整備し、気軽に運動できる場やサロンとしての機能を果たす地域多目的広場の創出</li> </ul>
<b>⑫その他</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の公民館等で子どもに向けた取組と子育て相談の実施</li> <li>・ 地域の高齢者を対象とした食事の販売</li> <li>・ 親の就労状況に関わらず小学生が放課後を過ごす場を提供</li> </ul>

《主な事業分野：その他》

<b>⑫その他</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の社会福祉事業、更生保護事業を運営する者等に寄付金の配分</li> </ul>

問5 複数の社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の状況について教えてください。(○はひとつ)



複数の社会法人による「地域における公益的な取組」の取組状況は、「実施していない」が68.7%と最も多く、次いで「実施している」が13.0%、「実施を検討している」が5.1%などとなっています。

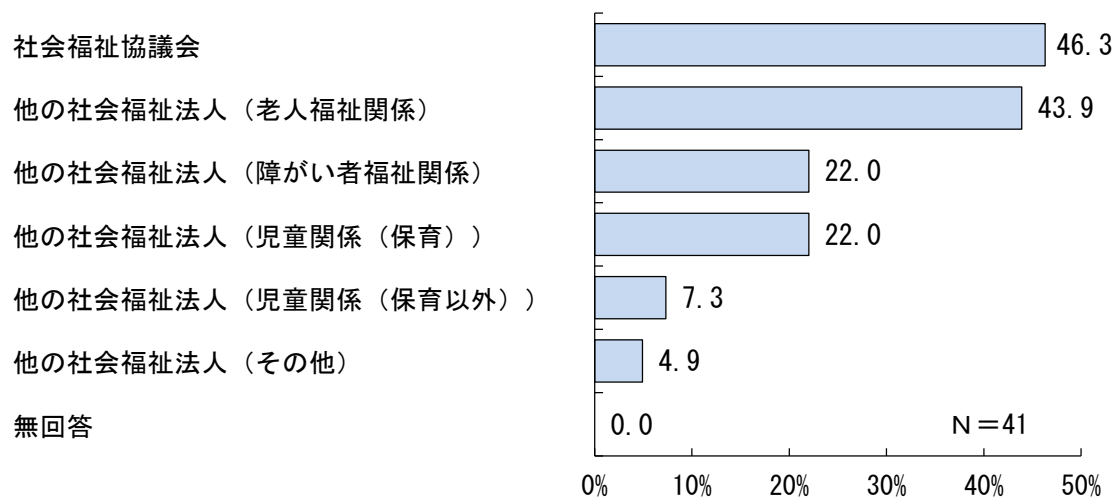
《参考：主な事業分野別集計表》

地域における公益的な取組に関するアンケート 調査報告書

		調査数	実施している	実施する予定である	実施を検討している	実施していない	その他	無回答
上段：法人 下段：%								
全 体		316 100.0	41 13.0	6 1.9	16 5.1	217 68.7	- -	36 11.4
主 な 事 業 分 野 別	保護施設	2 100.0	- -	- -	- -	2 100.0	- -	- -
	老人福祉	116 100.0	16 13.8	3 2.6	10 8.6	80 69.0	- -	7 6.0
	障がい者福祉	51 100.0	6 11.8	- -	1 2.0	40 78.4	- -	4 7.8
	児童関係（保育以外）	10 100.0	2 20.0	- -	2 20.0	6 60.0	- -	- -
	児童関係（保育）	132 100.0	16 12.1	3 2.3	3 2.3	87 65.9	- -	23 17.4
	その他	5 100.0	1 20.0	- -	- -	2 40.0	- -	2 40.0

問5で「実施している」に○印をつけられた法人の方にお聞きします。

問5-1 連携先の社会福祉法人をお教えてください。(○はいくつでも)



連携先の社会福祉法人は、「社会福祉協議会」が46.3%と最も多く、次いで「他の社会福祉法人（老人福祉関係）」が43.9%、「他の社会福祉法人（障がい者福祉関係）」、「他の社会福祉法人（児童関係（保育）」がそれぞれ22.0%などとなっています。

その他の記述内容（抜粋）：神奈川県済生会／協会（障害）

《参考：主な事業分野別集計表》

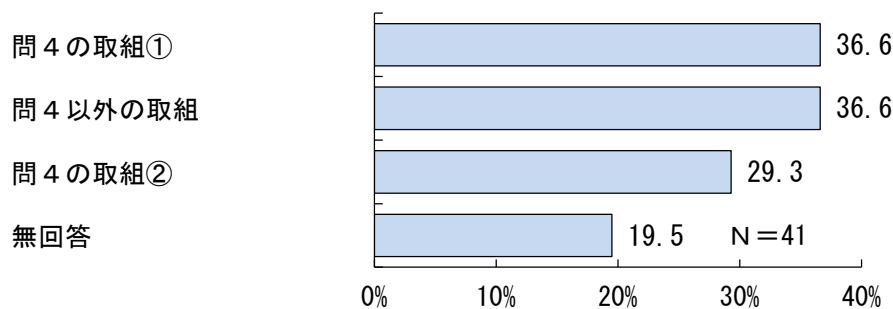
地域における公益的な取組に関するアンケート 調査報告書

上段：法人 下段：%		調査数	社会福祉協議会	他の社会福祉法人 (老人福祉関係)	他の社会福祉法人 (障がい者福祉関係)	他の社会福祉法人 (児童関係(保育以外))	他の社会福祉法人 (児童関係(保育))	他の社会福祉法人 (その他)	無回答
全 体		41 100.0	19 46.3	18 43.9	9 22.0	3 7.3	9 22.0	2 4.9	- -
主な事業分野別	保護施設	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	老人福祉	16 100.0	12 75.0	9 56.3	3 18.8	- -	- -	- -	- -
	障がい者福祉	6 100.0	1 16.7	2 33.3	3 50.0	- -	1 16.7	1 16.7	- -
	児童関係(保育以外)	2 100.0	1 50.0	- -	- -	- 50.0	1 -	- -	- -
	児童関係(保育)	16 100.0	5 31.3	7 43.8	3 18.8	2 12.5	8 50.0	- -	- -
	その他	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- 100.0	1 -



問5で「実施している」に○印をつけられた法人の方にお聞きします。

問5-2 連携している取組の内容をお教えてください。(○はいくつでも)



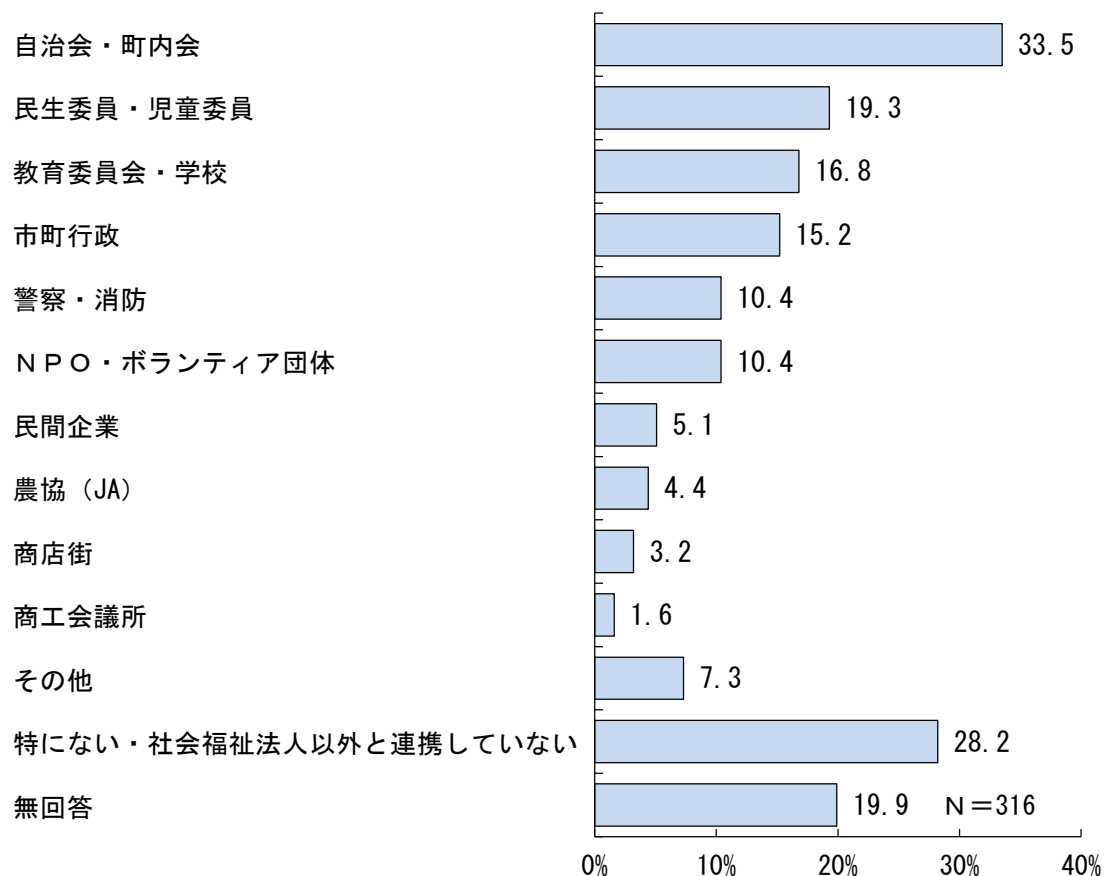
連携している取組の内容は、「問4の取組①」、「問4以外の取組」がそれぞれ36.6%と最も多く、次いで「問4の取組②」が29.3%となっています。

問4以外の取組の記述内容(抜粋)：地域の高齢者と園児の交流／介護予防活動／地区行事への参加・場所の提供 等

《参考：主な事業分野別集計表》

上段：法人 下段：%		調査数	問4の取組①	問4の取組②	問4以外の取組	無回答
全 体		41 100.0	15 36.6	12 29.3	15 36.6	8 19.5
主な事業分野別	保護施設	- -	- -	- -	- -	- -
	老人福祉	16 100.0	4 25.0	6 37.5	5 31.3	2 12.5
	障がい者福祉	6 100.0	4 66.7	1 16.7	4 66.7	- -
	児童関係(保育以外)	2 100.0	- -	- -	1 50.0	1 50.0
	児童関係(保育)	16 100.0	7 43.8	5 31.3	5 31.3	4 25.0
	その他	1 100.0	- -	- -	- -	1 100.0

問6 社会福祉法人以外との連携による「地域における公益的な取組」があれば、連携している人や団体等を教えてください。(〇はいくつでも)



社会福祉法人以外で「地域における公益的な取組」で連携している人や団体等は、「自治会・町内会」が33.5%と最も多く、次いで「特にない・社会福祉法人以外と連携していない」が28.2%、「民生委員・児童委員」が19.3%などとなっています。

その他の記述内容 (抜粋)：地区社会福祉協議会／介護施設／医療法人 等

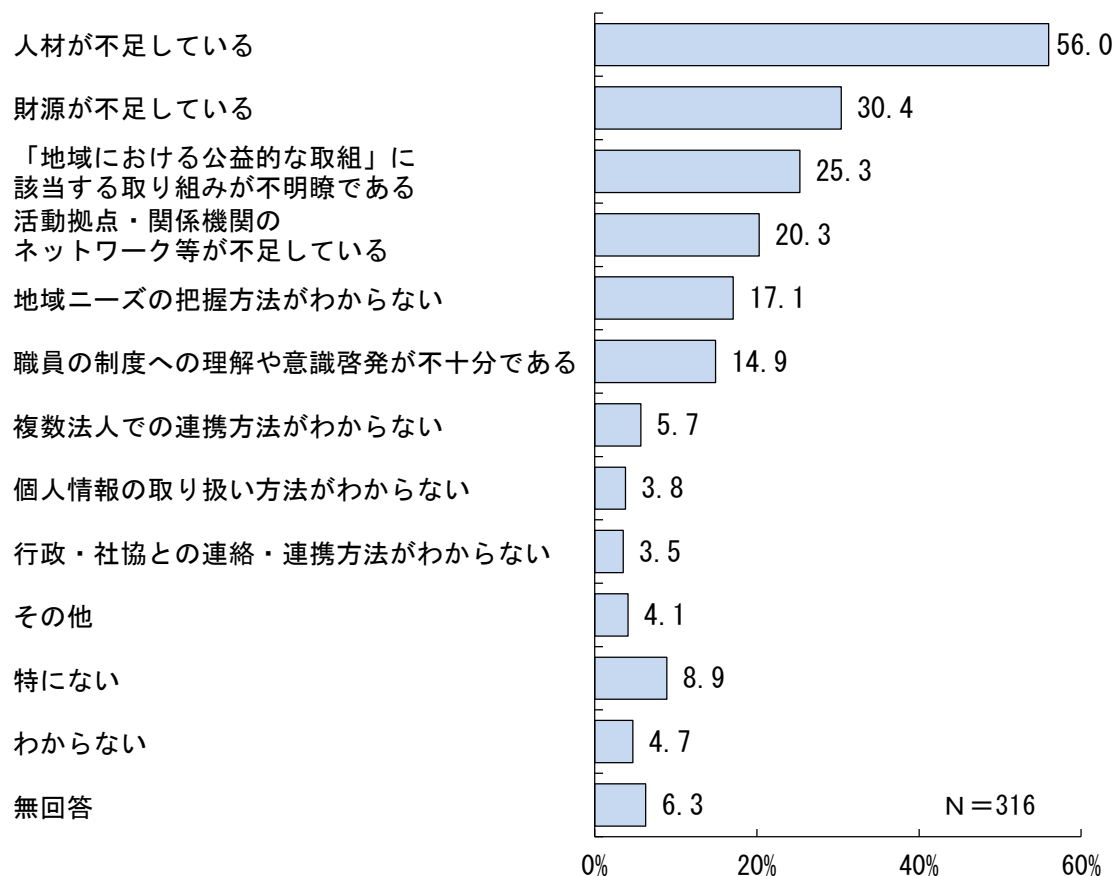
《参考：主な事業分野別集計表》

	調査数	自治会・町内会	市町行政	警察・消防	教育委員会・学校	民生委員・児童委員	NPO・ボランティア団体	民間企業	商店街
上段：法人 下段：%									
全体	316 100.0	106 33.5	48 15.2	33 10.4	53 16.8	61 19.3	33 10.4	16 5.1	10 3.2
主な事業分野別	保護施設	2 100.0	1 50.0	-	-	-	-	-	-
	老人福祉	116 100.0	43 37.1	16 13.8	9 7.8	17 14.7	30 25.9	16 13.8	7 6.0
	障がい者福祉	51 100.0	16 31.4	7 13.7	1 2.0	3 5.9	6 11.8	6 11.8	2 3.9
	児童関係（保育以外）	10 100.0	5 50.0	1 10.0	-	1 10.0	-	1 10.0	-
	児童関係（保育）	132 100.0	39 29.5	22 16.7	22 16.7	30 22.7	22 16.7	8 6.1	6 4.5
	その他	5 100.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0	2 40.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0

	調査数	商工会議所	農協（JA）	その他	外特 とに 連携 し・ 社会 福祉 法人 以	無 回 答
全体	316 100.0	5 1.6	14 4.4	23 7.3	89 28.2	63 19.9
主な事業分野別	保護施設	2 100.0	-	-	-	1 50.0
	老人福祉	116 100.0	3 2.6	2 1.7	5 4.3	34 29.3
	障がい者福祉	51 100.0	-	4 7.8	5 9.8	15 29.4
	児童関係（保育以外）	10 100.0	-	1 10.0	1 10.0	4 40.0
	児童関係（保育）	132 100.0	1 0.8	6 4.5	12 9.1	35 26.5
	その他	5 100.0	1 20.0	1 20.0	-	1 20.0

問7 「地域における公益的な取組」を実施するにあたり、課題があれば教えてください。

(○はいくつでも)



「地域における公益的な取組」を実施するにあたっての課題は、「人材が不足している」が56.0%と最も多く、次いで「財源が不足している」が30.4%、「『地域における公益的な取組』に該当する取り組みが不明瞭である」が25.3%などとなっています。

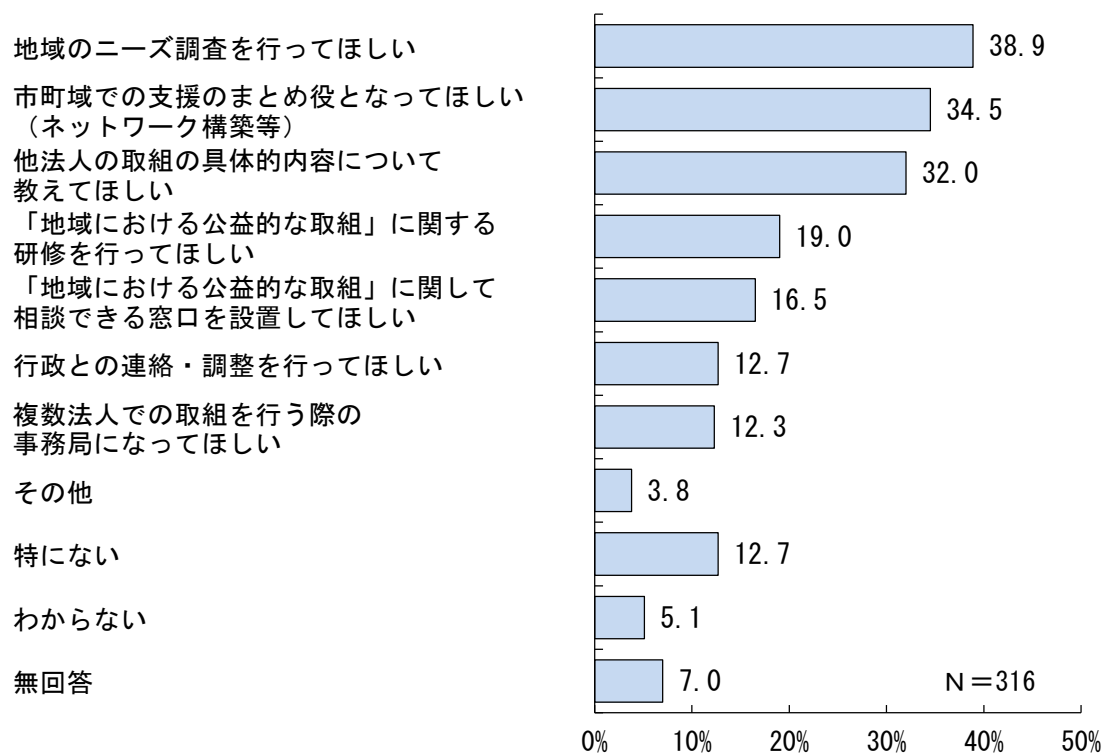
その他の記述内容（抜粋）：本来の業務とのバランス／個人情報保護などでニーズの把握が困難／行政との調整 等

《参考：主な事業分野別集計表》

調査数	人材が不足している	財源が不足している	活動拠点・関係機関のネットワーク等が不足している	複数法人での連携方法がわからない	地域ニーズの把握方法がわからない	個人情報取り扱い方法がわからない	行政・社協との連絡・連携方法がわからない	組織・地域における公益的取り組みが不明瞭である		
上段：法人 下段：%										
全体	316 100.0	177 56.0	96 30.4	64 20.3	18 5.7	54 17.1	12 3.8	11 3.5	80 25.3	
主な事業分野別	保護施設	2 100.0	1 50.0	- -	1 50.0	- -	2 100.0	- -	- -	
	老人福祉	116 100.0	72 62.1	44 37.9	26 22.4	10 8.6	25 21.6	6 5.2	5 4.3	26 22.4
	障がい者福祉	51 100.0	32 62.7	20 39.2	15 29.4	5 9.8	11 21.6	3 5.9	1 2.0	14 27.5
	児童関係（保育以外）	10 100.0	5 50.0	2 20.0	2 20.0	- -	2 20.0	- -	- -	4 40.0
	児童関係（保育）	132 100.0	64 48.5	29 22.0	20 15.2	3 2.3	14 10.6	3 2.3	5 3.8	36 27.3
	その他	5 100.0	3 60.0	1 20.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -

調査数	啓発員の制度への理解や意識が不十分である	その他	特にな	わ	無		
全体	316 100.0	47 14.9	13 4.1	28 8.9	15 4.7	20 6.3	
主な事業分野別	保護施設	2 100.0	- -	- -	- -	- -	
	老人福祉	116 100.0	25 21.6	5 4.3	12 10.3	4 3.4	3 2.6
	障がい者福祉	51 100.0	11 21.6	- -	3 5.9	1 2.0	1 2.0
	児童関係（保育以外）	10 100.0	1 10.0	2 20.0	1 10.0	1 10.0	- -
	児童関係（保育）	132 100.0	9 6.8	6 4.5	12 9.1	9 6.8	14 10.6
	その他	5 100.0	1 20.0	- -	- -	- -	2 40.0

問8 「地域における公益的な取組」を実施するにあたり、市町の社会福祉協議会に望むことがあれば、教えてください。(〇はいくつでも)

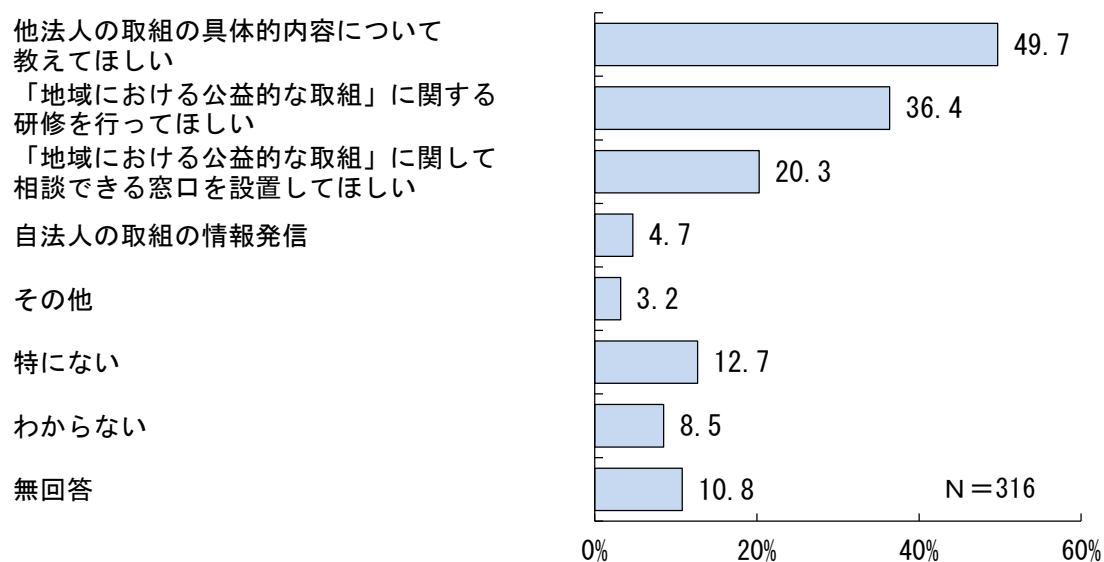


「地域における公益的な取組」を実施するにあたって市町の社会福祉協議会に望むことは、「地域のニーズ調整を行ってほしい」が38.9%と最も多く、次いで「市町域での支援のまとめ役となってほしい(ネットワーク構築等)」が34.5%、「他法人の取組の具体的内容について教えてほしい」が32.0%などとなっています。

その他の記述内容(抜粋)：ボランティアの育成・紹介／民間企業のスポンサー募集／財源の確保 等



問9 「地域における公益的な取組」を促進するにあたり、静岡県社会福祉法人経営者協議会に望むことがあれば、教えてください。(〇はいくつでも)



「地域における公益的な取組」を促進するにあたって静岡県社会福祉法人経営者協議会に望むことは、「他法人の取組の具体的内容について教えてほしい」が49.7%と最も多く、次いで「『地域における公益的な取組』に関する研修を行ってほしい」が36.4%、「『地域における公益的な取組』に関して相談できる窓口を設置してほしい」が20.3%などとなっています。

その他の記述内容(抜粋)：市町社会福祉協議会への呼びかけ・とりまとめ／財源の確保／コーディネーターなどの派遣 等



《参考：主な事業分野別集計表》

	調査数	ほ組一 し一地域 いに関 するお ける研 修公益 的につ な取	口組一 を一地域 設置し してほ 相談し いで益 的るな 窓取	に他 つ法人 いての 教え組 ての具 ほし体的 い内容	自法人 の取組 の情報 発信	その他	特 に ない	わ か ら ない	無 回 答	
上段：法人 下段：%										
全 体	316 100.0	115 36.4	64 20.3	157 49.7	15 4.7	10 3.2	40 12.7	27 8.5	34 10.8	
主な 事業 分野 別	保護施設	2 100.0	1 50.0	1 100.0	2 -	- -	- -	- -	- -	
	老人福祉	116 100.0	47 40.5	26 22.4	57 49.1	5 4.3	6 5.2	18 15.5	9 7.8	
	障がい者福祉	51 100.0	23 45.1	12 23.5	27 52.9	2 3.9	3 5.9	5 9.8	5 9.8	
	児童関係（保育以外）	10 100.0	4 40.0	2 20.0	5 50.0	- -	- -	1 10.0	2 20.0	1 10.0
	児童関係（保育）	132 100.0	39 29.5	23 17.4	66 50.0	8 6.1	1 0.8	16 12.1	10 7.6	19 14.4
	その他	5 100.0	1 20.0	- -	- -	- -	- -	- -	1 20.0	3 60.0

問10 最後に、「地域における公益的な取組」の実施に際して、気づきやご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。※ここでは、一部を抜粋して掲載しています。

- ・ 社会福祉充実残額は、小さな法人には全く縁がないように思います。当法人では、地域密着型特養を中心に、地域と密接な関係を取りつつ、できることを実施しています。（老人福祉）
- ・ 地域における公益的な取組として、地域に向けた学会や地域に出向いて行う専門講座等を行っています。今後の活動として、食事支援サービスも企画検討しています。中山地域で人材確保が継続的な課題となっているように、様々な取組を行う上で、マンパワーは欠かせません。一法人一施設の形態が困難になる中、国や県レベルでの人材確保の支援が必要だと感じています。（老人福祉）
- ・ 地域住民に施設を開放したり、施設保有の車両を貸し出したりする。独居老人・独居障がい者の買い物支援は必要と感じているが、車はあっても人の配置ができない。障がい者の工賃アップのために、作業支援ボランティアの受け入れを多くしたい。（障がい者福祉）
- ・ 地域にコーディネーターが必要だと感じるので、コミュニティコーディネーターの育成・配置を社会福祉法人に義務付け、予算化してほしいと思う。（児童関係（保育））
- ・ 社会福祉法人として公益的な取組をやるべきだとはわかっているが、自園内の日常の仕事に追われ、手が出せないのが現状である。社会福祉法人の人的余裕が課題だと感じる。（児童関係（保育））
- ・ 現在、地域の中で必要な取組を探っているところです。ニーズを把握した上で、法人として取り組めることを考えていきたいので、他法人の取組について情報交換できる場所や研修があったら参加したいです。（児童関係（保育以外））
- ・ 生活支援コーディネーターや社会福祉協議会、行政等と連携し、地域課題から住民のニーズに応じた取組をしていきたいと考えている。（老人福祉）
- ・ 地域貢献を考えた際、地域の具体的なニーズを把握するため、行政や地区社会福祉協議会、あるいは民生委員や自治会長等に尋ねました。しかし、個人情報等が障壁となり、具体的な情報に辿り付くことの難しさを感じました。（障がい者福祉）
- ・ 地域にニーズがあっても、そこには既に自治会や民生委員、行政、専門機関等の働き掛けが存在しています。更に知識不足の第三者が介入していく必要性や方法がわからず、困っています。（児童関係（保育））
- ・ 経営内容や収支の如何を問わず、公益的な取組が責務と定義された。しかし、財務内容や収支が赤字続きの法人・施設は、目の前の経営改善にエネルギーを費やされ、公益的な取組を行う状況でないことも理解しなければならないのではないかと。（老人福祉）

### 3 参考資料

#### 1 厚生労働省 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の 推進について（平成30年1月23日付社援基発0123第号）

社 援 基 発 0 1 2 3 第 1 号  
平 成 3 0 年 1 月 2 3 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長  
（ 公 印 省 略 ）

##### 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について

社会福祉法人（以下「法人」という。）による「地域における公益的な取組」については、平成 28 年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 24 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月から、当該取組の実施が法人の責務として位置付けられたところです。

厚生労働省においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる地域づくりへの支援とともに、複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを進めています。

こうした中、法人においては、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通じて、こうした地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。

このような状況を踏まえ、「地域における公益的な取組」については、法人がより一層取り組みやすいものとし、もって地域の实情に応じた福祉サービスの更なる充実を図ることができるよう、当該取組に係る運用について、下記のとおり解釈を明確化することとしたので、御了知の上、管内市区町村又は関係団体への周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知の施行により、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成 28 年 6 月 1 日付け社援基発 0601 第 1 号当職通知）は廃止します。

また、本通知のうち、4 の規定については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。

##### 記

##### 1. 「地域における公益的な取組」の実施に係る責務の趣旨

法人は、地域住民が抱える多様な福祉ニーズ（以下「地域ニーズ」という。）に対応するため、社

会福祉事業の運営を主たる目的として設立されるものであるが、法人の経営組織や財務規律に関して必要な規制が行われる一方で、法人として税制上の優遇措置を受けているほか、社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬や措置費、委託費等については、税や保険料等の公費によって賄われている。

こうした法人の公益的性格に鑑みると、自らが行う事業の利用者（以下「利用者」という。）の福祉ニーズを的確に把握し、これに対応することのみならず、少子高齢化、人口減少社会等の社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域ニーズに対して積極的に対応していくことが求められている。

「地域における公益的な取組」の実施に係る責務は、このような認識の下、全ての法人に課されるものであるが、法人に対して画一的かつ特定の取組の実施を促すものではなく、法人が、保有する資産や職員（以下「資産等」という。）の状況、地域ニーズの内容、地域における他の社会資源の有無などを踏まえつつ、その自主性、創意工夫に基づき取り組むべきものであり、当該取組の実施を通じて、地域に対し、法人が自らその存在価値を明らかにしていくことが重要である。

一方、法人は、社会福祉事業の運営を主たる目的とすることから、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、社会福祉各法に基づく各種基準等を満たしつつ、法人が現に運営する社会福祉事業に支障を及ぼすことのないようにすることが必要である。

なお、「地域における公益的な取組」により、行政が主体となって実施する又は実施しようとする事業を単に代替させるようなことがあってはならず、法人が、当該事業とは異なる新たな取組を創出することにより、地域における支援体制が重層化され、地域における課題解決力の向上が図られることを期待するものである。

## 2. 「地域における公益的な取組」の内容

### (1) 法第 24 条第 2 項に規定する要件

「地域における公益的な取組」は、法第 24 条第 2 項に規定するとおり、次の①から③までの3つの要件の全てを満たすことが必要である。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

### (2) 「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」であるが、これは、原則として、社会福祉を目的とする取組を指すものである。

したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業（法第 55 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する地域公益事業を含む。）（以下「社会福祉事業等」という。）を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当するものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働していくことが重要であることから、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。

また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に 1 回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われたい取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれるものである。

### (3) 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」を対象としているが、これは、原則として、利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とするものを指すものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域の様々な資源を活用し、現に支援を必要とする者のみならず、現在、支援を必要としない者であっても、将来的に

支援を必要とする状態となった場合に適切に支援につながるような環境や状態を構築するという視点も重要である。したがって、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立した日常生活を営んではいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれるものであり、「地域における公益的な取組」には、これらの者に対する予防的な支援を行う取組も含まれるものである。

また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれるものである。

#### (4) 「無料又は低額な料金で提供されること」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「無料又は低額な料金」で実施することとしているが、これは、原則として、法人が現に保有する資産等を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指すものである。

したがって、当該取組の実施に当たって、国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合には、この要件に該当しないが、このような場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当する。

#### (5) その他

「地域における公益的な取組」は、法人が単独で行わなければならないものではなく、複数の法人で連携して行うことも差し支えない。

また、単に資金の拠出、建物等、法人が保有する資産の貸し出しのみでは、当該取組に該当するとは言えず、地域ニーズの把握から取組の企画、実施までの一連のプロセスに法人の役職員が実質的に関与することが必要である。

さらに、当該取組については、社会情勢の変化等に伴う地域ニーズの変化に応じて、求められる内容も変化していくことから、地域協議会や地域福祉計画策定委員会等の場を活用すること等を通じて、定期的に地域住民等の意見を聴取し、当該取組の実施状況について検証を行った上で、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の充実や見直しを行っていくことが重要である。

### 3. 定款上の位置付けについて

「地域における公益的な取組」のうち、恒常的に行われるものではない取組については、定款の変更は不要である。

また、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業についても「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に規定のとおり、定款の変更は不要である。

### 4. 所轄庁の役割について

「地域における公益的な取組」は、法人が地域ニーズを把握し、自らの保有する資産等の状況なども勘案しながら、法人の自主的な判断の下、行われることが重要であり、また、当該取組の是非は地域において評価されるべきものであることから、所轄庁は、法人に対し、特定の事業の実施を強制するような指導を行わないことは当然であるが、当該取組の内容が関係法令に明らかに違反するものでない限り、その適否を判断し、指導は行わないこと。

ただし、法人の資産等に明らかに余力があるにも関わらず、当該取組を全く実施していない場合や、地域において同様の取組が供給過剰となっている場合などの状況を把握した場合には、当該取組の実施や取組内容の変更を助言するものとする。

また、所轄庁においては、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、管内の法人の取組状況を把握し、好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備を進めていくよう努めること。

## 2 調査票

### 地域における公益的な取組に関するアンケート

静岡県社会福祉協議会事業の推進につきましては、日頃格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年度の社会福祉法改正により、社会福祉法人は「地域における公益的な取組」（第24条第2項）を責務として取り組まなければならないと規定されました。本会では多様化・複雑化した生活課題に、①法人独自の取組、②市町域での取組、③広域での取組の3層で対応していくことで、より地域のニーズに対応した「地域における公益的な取組」を促進していきたいと考えております。

そこで、県内の社会福祉法人の皆様へ、「地域における公益的な取組」における具体的な事例や課題をお聞きし、その集計結果を皆様と共有することで、今後の取組への参考にさせていただくことを目的に本調査を実施することといたしました。

アンケートに記入いただいた氏名・職名等の個人情報は、本調査の運営管理にのみ使用させていただきます。集計結果については、回答法人が特定されないようデータ化した上で、県社協のホームページや検討会議等で皆様にフィードバックさせていただきます。

今後の「地域における公益的な取組」を推進していく上で大切な調査となりますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、是非ともご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本調査の回収支援や集計作業に関しては、株式会社サーベイリサーチセンター 静岡事務所（静岡市葵区）に委託しています。そのため、当該事務所より返信のご依頼等の連絡が入ることがありますので、ご了承ください。

※本アンケートの様式データは、静岡県社会福祉協議会ホームページ（<http://www.shizuoka-wel.jp/>）の新着情報 ⇒ 「その他」に掲載しておりますので、ご活用ください。

平成30年5月

社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会  
会長 神原 啓文

静岡県社会福祉法人経営者協議会  
会長 山本 敏博

#### 【ご記入にあたってのお願い】

- 1 この調査は、平成30年4月1日現在の状況でお答えください。
- 2 お答えは当てはまる回答の番号を○印で囲んでください。その他を選択された場合や自由記載の設問に関しては、具体的な内容をご記入ください。また、一部の法人の方にお答えいただく設問もございます。その場合は当てはまる法人の方のみ、お答えください。
- 3 ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**6月11日(月)まで**に投函してください。
- 4 調査内容についてご不明の点がございましたら、下記までご連絡ください。

社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 福祉企画部 地域福祉課 電話：054-254-5224

FAX：054-251-7508

（誠に勝手ながら、お問い合わせ等は、平日の午前8時30分から午後5時15分までをお願いします。）

**1 貴法人の基本情報（平成30年4月1日現在）について**

問1 以下に掲げる貴法人の基本情報について教えてください。

(1) 法人名			
(2) 代表者名			
(3) 主な事業分野 (○はひとつ) <small>選択が難しい場合は、予算規模の一番大きな事業分野でご回答ください。</small>	1 保護施設	2 老人福祉	3 障がい者福祉
	4 児童関係(保育以外)	5 児童関係(保育)	6 その他( )
(4) 法人本部の住所及び 代表電話番号	〒 _____ _____ 市・町 電話 _____		
(5) メールアドレス			
(6) 記入者	【職名】	【氏名】	【連絡先電話番号】
(7) 法人全体の施設数 (○はひとつ)	1 1 施設	2 2 施設	3 3～5 施設
	4 6～7 施設	5 8～10 施設	6 11 施設以上
(8) 法人全体の職員数 *非常勤等含む (○はひとつ)	1 50人未満	2 50～100人未満	3 100～150人未満
	4 150～200人未満	5 200～250人未満	6 250人以上

**2 社会福祉充実残額について**

問2 平成29年度決算（見込み含む）において、社会福祉充実残額は発生しましたか。(○はひとつ)

1 はい(あり)	2 いいえ(なし)
----------	-----------

問2-1と問2-2は、問2で「1 はい(あり)」に○印をつけられた法人の方にお聞きます。

→ 問2-1 社会福祉充実残額の総額をお教えてください。(○はひとつ)

1 5百万円未満	2 5百万～1千万円未満	3 1千万～5千万円未満
4 5千万～1億円未満	5 1億～5億円未満	6 5億円以上

→ 問2-2 社会福祉充実残額について、用途の分類をお教えてください。(○はいくつでも)

1 社会福祉事業	2 地域公益事業	3 公益事業
----------	----------	--------

### 3 社会福祉法第24条第2項に基づく「地域における公益的な取組」について

「地域における公益的な取組の考え方について」

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うにあたって提供されるサービスであること
- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対することであること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

※社会福祉法の責務規定の趣旨を踏まえつつ、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても一定の範囲で対象に含める。

(平成30年1月23日付け 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

問3 貴法人所在の地域には、どのような課題がありますか。(〇はいくつでも)

1 子育て支援	2 子どもの学習支援
3 買い物や通院等の移動手段	4 行政等の手続きの手伝い
5 ちょっとした困りごと手伝い(ゴミ出し等)	6 地域の人が気軽に集い、話せる場
7 身元保証	8 死後事務
9 子どもの居場所不足	10 DV・虐待の疑いがある世帯
11 ニート・ひきこもり・不登校	12 生活困窮(家計相談含む)
13 その他( )	14 特に課題は感じていない

問4 貴法人の「地域における公益的な取組」に関して、(1)主な取組分類、(2)対象者、(3)名称、(4)内容、(5)効果・影響についてお教えてください。

\*複数の取組を行っている場合は、特に力を入れている取組の上位2つについてお教えてください。

取組 ①	(1) 主な取組分類 (〇はひとつ)	1 移動支援	2 就労支援	3 安否確認・見守り
	(2) 対象者 (〇はいくつでも)	4 居場所づくり(サロン活動・子ども食堂等)	5 防災・減災	6 相談支援
		7 健康支援	8 居住支援	9 学習・進学支援
	(3) 事業名称	10 生活困窮者支援	11 今後実施予定	12 その他( )
	(4) 内容	*できるだけ詳しくご記入ください。(別紙添付可)		
(5) 効果・影響	*本項目には、具体的な取組成果のみならず、地域や職員への影響等、幅広くご記入ください。			



<b>取組 ②</b>	(1) 主な取組分類 (○はひとつ)	1 移動支援      2 就労支援      3 安否確認・見守り 4 居場所づくり(サロン活動・子ども食堂等)      5 防災・減災 6 健康支援      7 居住支援      8 相談支援 9 学習・進学支援      10 生活困窮者支援      11 今後実施予定 12 その他 (      )
	(2) 対象者 (○はいくつでも)	1 地域住民全員      2 子ども・若者      3 高齢者 4 障がい者      5 生活困窮者      6 子育て世代 7 その他 (      )
	(3) 事業名称	
	(4) 内容	*できるだけ詳しくご記入ください。(別紙添付も可)
	(5) 効果・影響	*本項目には、具体的な取組成果のみならず、地域や職員への影響等、幅広くご記入ください。

問5 複数の社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の状況について教えてください。  
(○はひとつ)

1 実施している	2 実施する予定である	3 実施を検討している
4 実施していない	5 その他 (      )	

問5-1と問5-2は、問5で「1 実施している」に○印をつけられた法人の方にお聞きます。

→ 問5-1 連携先の社会福祉法人をお教えてください。(○はいくつでも)

1 社会福祉協議会	2 他の社会福祉法人(老人福祉関係)
3 他の社会福祉法人(障がい者福祉関係)	4 他の社会福祉法人(児童関係(保育以外))
5 他の社会福祉法人(児童関係(保育))	6 他の社会福祉法人(その他:      )

→ 問5-2 連携している取組の内容をお教えてください。(○はいくつでも)

\*問4で回答いただいた取組と内容が重複する場合は、選択肢番号1、2に○をつけるのみで結構です。

1 問4の取組①	2 問4の取組②
3 問4以外の取組(以下に連携の概要をご記入ください)	

問6 社会福祉法人以外との連携による「地域における公益的な取組」があれば、連携している人や団体等を教えてください。(〇はいくつでも)

- |                          |             |                |
|--------------------------|-------------|----------------|
| 1 自治会・町内会                | 2 市町行政      | 3 警察・消防        |
| 4 教育委員会・学校               | 5 民生委員・児童委員 | 6 NPO・ボランティア団体 |
| 7 民間企業                   | 8 商店街       | 9 商工会議所        |
| 10 農協 (JA)               | 11 その他 ( )  |                |
| 12 特にない・社会福祉法人以外と連携していない |             |                |

問7 「地域における公益的な取組」を実施するにあたり、課題があれば教えてください。(〇はいくつでも)

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1 人材が不足している                      |
| 2 財源が不足している                      |
| 3 活動拠点・関係機関のネットワーク等が不足している       |
| 4 複数法人での連携方法がわからない               |
| 5 地域ニーズの把握方法がわからない               |
| 6 個人情報の取り扱い方法がわからない              |
| 7 行政・社協との連絡・連携方法がわからない           |
| 8 「地域における公益的な取組」に該当する取り組みが不明瞭である |
| 9 職員の制度への理解や意識啓発が不十分である          |
| 10 その他 ( )                       |
| 11 特にない                          |
| 12 わからない                         |

問8 「地域における公益的な取組」を実施するにあたり、市町の社会福祉協議会に望むことがあれば、教えてください。(〇はいくつでも)

- |                                     |
|-------------------------------------|
| 1 地域のニーズ調査を行ってほしい                   |
| 2 市町域での支援のまとめ役となってほしい (ネットワーク構築等)   |
| 3 「地域における公益的な取組」に関する研修を行ってほしい       |
| 4 「地域における公益的な取組」に関して相談できる窓口を設置してほしい |
| 5 他法人の取組の具体的内容について教えてほしい            |
| 6 複数法人での取組を行う際の事務局になってほしい           |
| 7 行政との連絡・調整を行ってほしい                  |
| 8 その他 ( )                           |
| 9 特にない                              |
| 10 わからない                            |

問9 「地域における公益的な取組」を促進するにあたり、静岡県社会福祉法人経営者協議会に望むことがあれば、教えてください。(〇はいくつでも)

- 1 「地域における公益的な取組」に関する研修を行ってほしい
- 2 「地域における公益的な取組」に関して相談できる窓口を設置してほしい
- 3 他法人の取組の具体的内容について教えてほしい
- 4 自法人の取組の情報発信
- 5 その他 ( )
- 6 特にない
- 7 わからない

問10 最後に、「地域における公益的な取組」の実施に際して、気づきやご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

設問は以上でおわりです。多項目にわたり、ご協力いただき、ありがとうございました。  
この調査票は、6月11日(月)までに同封の返信用封筒に入れて投函してください。







地域における公益的な取組に関するアンケート

調査報告書

発行：平成 30 年 7 月

編集：社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会  
静岡県社会福祉法人経営者協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町 1-70  
TEL:054-254-5224 ・ FAX:054-251-7508